THOMSON REUTERS
ONESOURCE™

Top 5

取引禁止対象者のスクリーニングに潜む5大ミス

どんな取引関係にも隠れたリスクがあるものです。会社の評判を守り、組織が取引禁止対象者規制に違反しないようにする上で、地域や世界の取引先のスクリーニングが不可欠になっています。国際的な貿易取引をスクリーニングしている限り、会社には法的な問題の心配はないと考えているかもしれません。しかし、ここで問題なのは、単に「スクリーニングをしているか」ということではありません。徹底的かつ効果的なスクリーニングをしているかという点がまさに問われているのです。

今日、多くの企業がスクリーニングの過程で5つの重大なミスを犯しています。あなたの会社はどうでしょうか。

1. スクリーニングは必要ないと考えている

取引禁止対象者との取引違反に該当すると、多額の罰金や輸出特権の喪失、刑罰が課されることにもなりかねません。罰金の平均額は上昇しており、最近では史上最高の金額になっています。世界各国の取引禁止対象者やそのリストの数が増える中、企業は顧客やサプライヤーの精査にあたって、デューデリジェンスの実施義務を無視できなくなっています。こうした規制の遵守を徹底するには、取引制限対象者や禁輸国、取引禁止対象者の所有企業について、自動的にスクリーニングできるソフトウェア・ソリューションを使用することが最善の方策です。

2. 取引禁止対象者リストを手作業で検索している

規制環境が大きく変わる中、取引禁止対象者の手作業での検索はあまりに負担が大きいものです。企業が取引禁止対象者に関する規制の遵守を徹底するには、専門チームのほか、時間と資源の相当な投資が必要になります。しかしそうしてさえ、単に膨大なデータ量やリスト数、規制改定のスピードが原因となって違反を犯す危険があります。コンプライアンス上の責任は、取引の実行に関わる組織が全面的に負うことになります。さらに罰金が数千万ドルに上るとなれば、一つのミスも許されません。

THOMSON REUTERS®

3. スクリーニング頻度が低すぎる

組織によっては、顧客への発注時や出荷準備中にしかスクリーニングを実施しないところもあります。しかし、貿易規制の変化のスピードを踏まえると、企業がもっと定期的にスクリーニング・プロセスを実行することが大事です。考えてみてください。出荷準備ができるまで自社システムが違反を検知できなければ、その結果、ビジネスに著しい障害が発生してしまいます。サプライチェーン・チームから出荷を進めるよう圧力があっても、貿易コンプライアンス部門がこれを許可しなければ、社内の緊張が高まることにもなりかねません。こうした圧力を回避する最善の方法は、サプライチェーン・パートナーを定期的に、できれば毎日、スクリーニングすることです。頻繁にスクリーニングを行えるかどうかは、取引するサプライチェーン・パートナーの数や、スクリーニングで照合する取引禁止対象者リストの量に左右されます。サプライチェーン・パートナーが変わらなくても、リストは頻繁に改定されることを覚えておく必要があります。

4. 制裁所有権に関する規制を見過ごしている

米国の財務省外国資産管理局 （OFAC）の「50%ルール」は、スクリーニングに関して最も問題となる分野の一つです。このルールは、制裁対象国、または特別指定国民 （SDN）リストおよび部門別制裁対象者 （SSI）リストに該当するいずれかの事業体が、経営権または所有権の50%以上を保有する事業体との取引を禁じると定めています。

しかし、そうした取引関係は公開情報としてどこにも掲載されておらず、よく変わることもあります。さらに、SDNリストやSSIリストに該当する個人・事業体と取引をした場合の罰金は高く、貿易コンプライアンス分野で最大の罰金が課せられます。

5. 旧式の検索エンジン技術を使用している

貿易データを内蔵した最新式の検索エンジンなど、自動化技術の新たな進展によってチームの時間を節約し、法令遵守を徹底させることができます。最新の技術ソリューションは、規制リストでヒットの有無を確認する以上のことができます。「ファジィ論理」として知られる検索技術は、高度なクエリーと複数ステップのアルゴリズムを適用して最も良い結果を返すという複雑なソフトウェアです。この検索エンジンは、ファジィ論理を用いることで、よくあるミスマッチの理由を踏まえて、業者名と住所を比較していきます。この検索技術を用いれば、単語のスペルミス、句読法の問題、常用語、語順、略語などの異常についても説明できるようになります。この方法を取ることで、正真正銘のヒットを漏らさずに誤検出を最小限に抑えることができます。

お問い合わせ先

トムソン・ロイター株式会社
グローバルトレード
mail: marketingjp@tr.com
web: thomsonreuters.jp

THOMSON REUTERS®

© 2019 Thomson Reuters TR874656/9-19